

徳島県リサイクル認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県における優良なリサイクル製品及び3Rモデル事業所を認定することにより、県内のリサイクル産業の振興を図るとともに、廃棄物等の発生抑制及び資源の有効利用を促進し、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）の全部又は一部を原材料として利用し、又は部品その他製品の一部として使用して製造加工された製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。ただし、循環資源を製品としてそのまま使用したもの（修理を行って使用するものを含む。）及び循環資源の製造加工の度合いが低いものは除く。

2 この要綱において「3Rモデル事業所」とは、廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用（循環基本法第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。）及び再生利用（循環基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。）の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範となる事業所で、環境保全のための必要な措置及び環境負荷の低減に配慮している事業所をいう。

(リサイクル製品の認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるものを「徳島県認定リサイクル製品」（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。

- (1) 主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること。
- (2) 廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され、製造過程等において環境負荷の低減に配慮された製品であること。
- (3) 環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。
- (5) 別表に定める徳島県リサイクル製品品質基準に掲げる各項目に適合していること。
- (6) リサイクル製品の製造工場については、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられていること。

(3Rモデル事業所の認定等)

第4条 知事は、県内の3Rモデル事業所のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合すると認めるものを「徳島県認定3Rモデル事業所」(以下「認定事業所」という。)として、認定することができる。ただし、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられている事業所に限るものとする。

(1) 3R実践事業所

事業所で発生する廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用に積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所

(2) 3R開発事業所

廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用に係る先進的な技術、装置及びシステム等の開発を行い、実用化し、著しい成果を上げている事業所

(3) 3R促進事業所

前2号に規定する事業所以外で、廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用の促進に著しい成果を上げている事業所

(認定の申請)

第5条 第3条の規定による認定を受けようとするリサイクル製品を製造加工する事業者は様式第1-1号により、前条の規定による認定を受けようとする事業者は、様式第1-2号により、必要な書類を添えて、別に定める募集期間内に知事に申請するものとする。

(検討会)

第6条 第3条及び第4条の規定による認定は、「徳島県リサイクル認定制度検討会」(以下「検討会」という。)における審査を経た上で知事が行う。

2 検討会の構成及び運営等については、別に定める。

3 検討会は、必要に応じ、当該認定の申請者に対するヒアリングを実施し、資料の提出を求め、現場の確認等を行うことができる。

(認定証の交付)

第7条 知事は、第3条の規定による認定を行ったときは様式第2-1号により、第4条の規定による認定を行ったときは様式第2-2号により、認定証を当該認定の申請者に交付するとともに、その旨を公表するものとする。

(認定の表示等)

第8条 認定製品を製造加工する事業者(以下「認定製品事業者」という。)は、当該認定製品に「徳島県認定リサイクル製品」であることを表示することができる。

- 2 認定事業所である事業者（以下「認定事業所事業者」という。）は、「徳島県認定3Rモデル事業所」であると称することができる。
- 3 前2項の規定による表示等には、別に定める徳島県リサイクル認定制度認定マークを使用することができる。
- 4 何人も、認定製品及び認定事業所と誤認されるおそれのある表示等をしてはならない。

（認定の有効期間等）

第9条 認定製品及び認定事業所の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定製品事業者及び認定事業所事業者（以下「認定事業者」という。）は、有効期間後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前の募集期間内に、再申請するものとする。

（変更の届出）

第10条 認定事業者は、認定の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第3号により知事に届け出なければならない。

（認定の取消）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、検討会における審査を経て、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定事業所が第4条に規定する要件のうち当該認定要件に適合しなくなったとき。
 - (3) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。
 - (4) 認定事業者が第13条の規定による責務を怠ったとき。
 - (5) 認定事業者が第14条の規定による報告等に応じなかったとき。
 - (6) 認定事業者が虚偽の申請等、不正の手段により認定等を受けたと認められるとき。
- 2 知事は、認定を取り消したときは、その旨を当該認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
 - 3 第1項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、当該認定を受けていた者がその責めを負うものとする。

（県の責務）

第12条 県は、物品等を購入し、又は、工事を発注する場合において、当該購入物品等又は当該工事で必要とする資材の品目と品質面等において同等と認められる認定製品があるときは、数量及び価格等を考慮の上、当該認定製品の優先的な調達又は使用に配慮するものとする。

- 2 県は、県内の市町村等に対し、認定製品の優先的な調達又は使用に配慮するよう協力を求めるものとする。
- 3 県は、県民及び県内の事業者に対し、認定製品及び認定事業所に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定事業者の責務)

第13条 認定製品事業者は、認定製品が第3条に規定する要件に適合するように品質及び性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業所事業者は、認定事業所が第4条に規定する要件のうち当該認定要件に適合するように事業活動を行わなければならない。
- 3 認定製品事業者は、前年度における認定製品の販売状況を様式第4-1号により、認定事業所事業者は、前年度における当該認定要件に関する活動状況を様式第4-2号により、毎年4月30日までに、知事に報告するものとする。
- 4 認定製品の流通及び販売過程又は認定事業所の事業活動において、消費者等との間で認定製品又は認定事業所に係る問題が生じた場合には、認定事業者がその処理を行うものとする。

(報告等)

第14条 知事は、この制度の実施に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに職員を工場等に立ち入らせ、調査することができる。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、県民環境部環境首都課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱の施行にあたっては、認定製品以外のリサイクル製品の使用、又は購入を排除するものではない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

